平成２１年（再イ）第１２６８号

大阪市港区磯路２丁目12番１－405号

再生債務者　宮本　りか

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成22年５月26日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１２４号

大阪市住之江区西加賀屋４－６－32　シャルム住之江404

再生債務者　小池　和宏

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成22年５月27日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第３号

札幌市豊平区月寒中央通11丁目７番22－103号

再生債務者　竹内　和祥

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成22年５月28日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４５号

福島県耶麻郡猪苗代町大字関都字関脇1182番地

再生債務者　五十嵐　靖

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成22年５月28日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１００７１号

埼玉県狭山市新狭山２－９－21－808

再生債務者　桂　三智夫

１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月24日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月８日から平成22年７月29日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第３号

高知市潮見台３丁目1113番地

再生債務者　淀　正人

１　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月24日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月15日まで

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号

山口県周南市大字須々万本郷2609番地

再生債務者　重村　悟志

１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月25日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月２日から平成22年７月16日まで

山口地方裁判所周南支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１８年（再ロ）第１１号

佐賀県多久市南多久町大字長尾3919番地１

再生債務者　古賀さおり

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成18年９月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成22年５月24日

佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第１００１０号

茨城県桜川市岩瀬229番地４　ワタナベアパート東

再生債務者　渡邉ひろみ

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成22年５月27日

水戸地方裁判所

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の全ての事業にかかる権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年五月十四日

掲載頁　九十三頁（号外第１０１号）

平成二十二年六月七日

千葉県松戸市松飛台一五〇番地

（甲）新セノー準備株式会社

取締役　山下　聡

東京都品川区南品川二丁目二番一一号

（乙）セノー株式会社

代表取締役　勢能　志彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社平和ホームズとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年六月七日

札幌市中央区南五条西八丁目八番二号

合資会社平和ホームズ

代表社員　田中　裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年六月七日

神奈川県横浜市金沢区柴町三九一番地マリンシティ金沢文庫Ｃ棟一〇〇五号

合資会社イーフェイム

代表社員　榎本　哲也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年七月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十二年五月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年六月七日

石川県金沢市八日市四丁目三一一番地

有限会社ライトスター

代表取締役社長　中山　明男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年六月七日

京都府舞鶴市字市場一九〇番地一

有限会社前田組

代表取締役　前田　成男

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を五十万円減少し七百万円とすることにいたしました。

また、今回の退社に伴う持分払戻額四十六万七千八百四円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は四十六万七千八百四円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年六月七日

兵庫県三田市香下六七〇番地

合同会社三田造園緑化管理組合

代表社員　関西ガーデン株式会社

職務執行者　小屋畑拓實

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年六月三十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、残余財産の分配を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十二年六月七日

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目一九九番地三

さいたま新都心共同輸送株式会社

代表清算人　横塚　正秋

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年六月二十二日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年七月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年六月七日

東京都千代田区神田錦町三丁目一五番地

ネオプロモーション株式会社

代表取締役　藤田　貴子